

四天王寺大学大学院学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定に基づき、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位、論文審査および試験の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、修士および博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、「人間福祉学」とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して論文の審査および試験に合格し、かつ前項の規定により博士の学位を授与される者と同年以上の学力があると確認された者にも、授与することができる。

(学位授与の申請)

第 4 条 前条第 2 項および第 3 項に規定する者が、それぞれ当該学位の授与を申請しようとするときは、論文および別に定める論文審査料（別表）を添えて、学位授与申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、本大学院学則第 6 2 条に規定する研究生として在学し、博士の学位授与の申請をするときは、第 3 条第 2 項による学位として取り扱うものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から 6 年以内（休学期間を含まず）に学位請求論文が提出されなければならない。

3 前項とは別に本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学を希望する者で、指導教授の指導の下に退学後 3 年以内に学位請求論文提出を行う計画書を提出し、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が承認した者については、学位の授与を申請することができるものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から 6 年以内（休学期間を含まず）に学位請求論文が提出されなければならない。

(論文の提出)

第 5 条 論文は自著であることを要し、修士論文は 2 部、博士論文は 3 部以上を提出するものとする。ただし、参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。

2 論文は、別に定める所定の期日に提出しなければならない。

(論文の審査)

第 6 条 提出された論文の審査は、研究科委員会が申請者ごとに設置した学位授与審査委員会（以下「授与審査委員会」という。）によって行い、授与審査委員の氏名を公表するものとする。

2 論文審査は、別に定める期間中に終了するものとする。

(学位授与審査委員会)

第 7 条 授与審査委員会の構成は、修士論文は主指導と副指導の 2 名、博士論文は主指導、副指導を含む審査員 3 名以上の教員によって行い、その氏名を公表するものとする。

2 博士論文の授与審査委員会の委員長は主指導・副指導以外の教員とし、審査にあたり、総括の責務を負う。

3 研究科委員会において必要があるときは、他の大学院または学部担当の教授および准教授等に審査員を委嘱することができる。

4 学位申請者の親族で 2 親等以内の者は、当該審査の委員となることができない。

(最終試験)

第 8 条 最終試験は、審査した論文およびこれに関連ある授業科目について筆記または口頭により行う。

(特定の課題)

第 9 条 社会人学生は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

2 特定の課題には、第 5 条、第 6 条、第 7 条および第 8 条を準用する。

(研究科委員会の審議)

第 10 条 研究科委員会は、授与審査委員会の結果を審議し、学位授与の可否を議決する。

(学位の授与等)

第 11 条 学長は、前条の研究科委員会の議を経て、学位を授与できると認められた者に対して、学位記（様式第 2 号 1 および 2）を授与し、その氏名を学位簿に登録するものとする。

2 学長は、学位を授与できないと認められた者に対して、その旨を本人に通知するものとする。

(学位授与の報告)

第 12 条 本大学院が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 か月以内に、別記様式（様式第 3 号）による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。（様式略）

(論文要旨等の公表)

第 13 条 本大学院が、博士の学位を授与した場合は、学位を授与した日から 3 か月以内にその論文の内容の要旨および、審査結果の要旨をインターネットの利用により

公表するものとする。

(論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、「四天王寺大学審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその論文の内容を要約したものを公表することができる。

3 博士の学位を授与された者が行う本条第1項および第2項の規定による公表は、本学のホームページを通じ、インターネットの利用により行うものとする。

4 本学は、前項の規定により公表した電子データを国立国会図書館に送付し、学術研究成果の公開利用に資するものとする。

(学位論文の保管)

第15条 修士および博士の学位の審査に提出された論文の1部は、本学図書館において保管する。

2 学位の審査に不合格となったものは、前項の限りではない。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者が、その学位を用いるときは、「四天王寺大学」の名称を付記しなければならない。

(学位審査の倫理)

第17条 学位審査の過程において、学位申請者等と授与審査委員等の利害関係者との間での金品の授受等を一切禁止する。

(学位授与の取消)

第18条 修士および博士の学位を授与された者に、金品の授受等不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、学長は、研究科委員会の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

(関係書類の様式)

第19条 学位記および学位申請関係書類の様式は様式第1号および様式第2号の通りとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成20年10月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。
ただし、平成20年度から平成21年度の間博士後期課程に在籍していた者の、
第4条2の取り扱いは、なお従前の例による。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。
ただし、平成20年度から平成21年度の間博士後期課程に在籍していた者の
第4条2の取り扱いは、なお従前の例による。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
ただし、平成20年度から平成21年度の間博士後期課程に在籍していた者の第
4条2の取り扱いは、なお従前の例による。

論文審査料

(単位：円)

課 程	対 象	審 査 料
博士後期 課程	本大学院修了見込者	
	本大学院を単位修得満期退学後3年 未満の者	50,000
	本大学院を単位修得満期退学後3年 以上の者および他大学院出身者	100,000
	本学専任職員	50,000

(注1) 博士前期課程は、審査料を徴収しない。

(注2) 本学とは、「四天王寺大学大学院」、「四天王寺大学」および「四天王寺大学短期大学部」をいう。